

兵庫県公報

平成28年10月28日 金曜日 第 2845 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 兵庫県地域医療構想の策定（医務課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	3
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成23年兵庫県告示第347号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	18
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
公 告	
○ 入札公告（企画県民部総務課）	24
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	27
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	27
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	28
○ 入札公告（但馬県民局）	29
○ 同 上（同）	31
選挙管理委員会告示	
○ 平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号の訂正	33
○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正	35
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第69号の訂正	36
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	37
○ 政治団体から提出された平成25年分の収支報告書の要旨	40
○ 政治団体から提出された平成26年分の収支報告書の要旨	40
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	49
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始決定	62

告 示

兵庫県告示第913号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	性鬼人間第一号 発情回路	オーピー映画
同	野獣の性欲 姉妹絶頂	新東宝映画
同	人妻漂流 静寂のあえぎ	オーピー映画
同	劇場版「牝猫たち」	日活
同	昇天の代償 あなたのいない夜	オーピー映画
同	31 (原題) 31	パルコ



兵庫県告示第914号

平成25年兵庫県告示第545号及び平成28年兵庫県告示第415号（兵庫県保健医療計画）の一部を次のとおり変更する。

変更した計画の詳細は、兵庫県健康福祉部健康局医務課及び各健康福祉事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更の内容

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づき、兵庫県保健医療計画の一部として、兵庫県地域医療構想を次のとおり定める。

兵庫県地域医療構想（概要）

第1章 基本的な考え方

- 1 地域医療構想策定の背景
- 2 地域医療構想策定の目的
- 3 地域医療構想の位置付け
- 4 地域医療構想に規定すべき事項
- 5 構想区域の設定
- 6 策定のプロセス

第2章 本県の医療の現況

- 1 医療資源の状況
- 2 患者の受療動向

第3章 将来の人口、医療需要と病床数の推計

- 1 推計人口の動向
- 2 法令及び国提供推計ツールを用いた将来の病床数推計

第4章 あるべき医療提供体制を実現するための施策と推進体制

- 1 基本的な考え方
- 2 県全体に関わる課題及び具体的施策
- 3 各圏域の課題及び具体的施策
- 4 地域医療構想の推進体制

第5章 資料編

- 1 診療科充足度
- 2 NDBデータ等に基づく患者受療動向
- 3 救急医療の状況
- 4 急性期搬送30分圏内カバー率
- 5 用語解説



兵庫県告示第915号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年10月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	下久米地区	平成28年10月28日から 同 年11月17日まで	加東市役所
農村地域防災減災事業	上三草地区	平成28年10月28日から 同 年11月17日まで	加東市役所



兵庫県告示第916号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、昭和34年兵庫県告示第748号（鳥獣保護区の指定）、昭和36年兵庫県告示第751号（鳥獣保護区の指定）、昭和41年兵庫県告示第987号（鳥獣保護区の指定）、平成8年兵庫県告示第1490号（鳥獣保護区の指定）及び平成9年兵庫県告示第1492号は、平成28年10月31日限り、廃止する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	区 域	存続期間
鉄拐山鳥獣保護区	神戸市須磨区須磨浦通2丁目における国道2号と市道西須磨方面65号（通称離宮道）との交点を起点として、同所から同国道を西進して垂水区塩屋町における同国道と市道塩屋多井畑線に至り、同所から同市道を北進して民部谷及び大谷を経て垂水区下畑における神明道路との交差点に至り、同所から同道路を東進して須磨区離宮前町の市道西須磨方面65号（通称離宮道）に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで
小野市男池鳥獣保護区	小野市来住町における男池水面の区域	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで

京見山鳥獣保護区	姫路市広畑区則直におけるJR山陽本線と市道八幡230号との交点を起点として、同所から同鉄道を西進して県道大江島太子線に至り、同所から同県道を北進し市道勝原35号に至り、同所から同市道を東進して揖保郡太子町と姫路市の市町界に至り、同所から同市町界を東進し京見山山頂を経て姫路市広畑区才の随応寺から揖保郡太子町原に通じる山道に至り、同所から同山道を南東進して市道八幡40号に至り、同所から同市道と市道八幡230号を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
伊和鳥獣保護区	宍粟市一宮町須行名字宮の廻り407番地の1及び一宮町東市場字南垣内12番地の伊和神社境内一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
南光町瑠璃寺鳥獣保護区	佐用郡佐用町船越における同町船越字門前626番地の仁王門を起点として、同所から寺谷の西尾根を北西進して、瑠璃寺奥の院に至り、同所から同尾根を北西進して、同町船越字船越山877番地の11における旧南光町と旧佐用町との旧町交点に至り、同所から同旧町界を北西進及び北東進して旧南光町、旧佐用町及び宍粟市千種町との旧3町界交点に至り、同所から佐用町と宍粟市の市町界を南東進して同町船越字船越山877-2番地に至り、同所から南進して船越山山頂(標高727.2m)に至り、同所から通称本谷の東尾根沿いに南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
野上鳥獣保護区	豊岡市野上1324番地のコウノトリ保護増殖センター、同センター駐車場の敷地及び同センターの東側の円山川地域森林計画区における豊岡市10086林班のウ小班の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
福岡八幡鳥獣保護区	美方郡香美町村岡区における県道芽野福岡線と県道福岡出合線との交点を起点として、同所から県道福岡出合線を南進して町道八幡線に至り、同所から同町道を南西進して町道福岡竹部線に至り、同所から同町道を北西進して町道毛無1号に至り、同所から同町道を北東進して県道芽野福岡線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
王地山鳥獣保護区	篠山市河原町における市道河原町南濠端線と市道東濠端稻荷前線との交点を起点として、同所から市道東濠端稻荷前線を北進して枳尼王神社第1鳥居に至り、同所から王地山北側の字陶器山坪、字秋葉山、字堂山ノ坪、字山尾ノ坪、字三弥谷、字東山ノ坪の字界を経て、県道篠山京丹波線(県道702号)の観音橋に至り、同所から同県道を南西進して市道河原町南濠端線との交点に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
伊勢ノ森鳥獣保護区	淡路市久野々における市道からす畑線と市道石堂原線との交点を起点として、同所から市道石堂原線を南東進して市道瀬地常隆寺線に至り、同所から市道瀬地常隆寺線を南東進して常隆寺野営場に至り、同所から遊歩道を南進して常隆寺を経て市道五斗長上条線に至り、同所から市道五斗長上条線を南進して市道常隆寺奥ノ山線に至り、同所から市道常隆寺奥ノ山線を南東進して市道畑常隆寺2号線に至り、同所から市道畑常隆寺2号線を南西進して市道小原池線に至り、同所から市道小原池線を北西進して市道五斗長上条線に至り、同所から市道五斗長上条線を西進して市道五斗長萩尾條4号線に至り、同所から市道五斗長萩尾條4号線を北西進して市道柳	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

	谷線に至り、同所から市道柳谷線を北西進して市道からす畑線に至り、同所から市道からす畑線を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
三原八木鳥 獣保護区	南あわじ市八木入田における市道八木7号線と市道養宜入田線との交点を起点として、同所から市道養宜入田線を北進して市道入田掃守線に至り、同所から市道養宜入田線を北進して南あわじ市字八木入田と南あわじ市字倭文長田との字界に至り、同所から同字界を北東進して南あわじ市八木養宜上字伊笹1262—3番地と1262—2番地の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東進して大池右岸に至り、同所から堤を東進して同池左岸放水路に至り、同所から同放水路を南進及び南東進してユル池右岸を経て農道終点に至り、同所から同農道を南東進して市道養宜入田線との交点に至り、同所から同市道を南西進して小山田橋に至り、同所から同市道を北西進及び西進して鴨路橋を経て淡路ファームパークイングランドの丘駐車場に至り、同所から同市道を北西進及び西進して兵庫県立淡路農業技術センター正門前の市道中八木線に至り、同所から市道中八木線を南西進して王土井橋に至り、同所から養宜川を西進及び北西進して下敷地面橋と市道八木7号線に至り、同所から同市道を北進して起点に到る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで



兵庫県告示第917号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、昭和41年兵庫県告示第1023号（銃猟禁止区域の指定）、昭和46年兵庫県告示第1620号（銃猟禁止区域の指定）、昭和51年兵庫県告示第2295号（銃猟禁止区域の指定）、昭和60年兵庫県告示第1708号（特定猟具使用禁止区域の指定）、昭和61年兵庫県告示第1622号（特定猟具使用禁止区域の指定）及び平成18年兵庫県告示第1097号（特定猟具使用禁止区域の指定）は平成28年10月31日限り、廃止する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
伊丹・尼崎 特定猟具使用禁止区域	銃器	尼崎市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同境界を北進して国道171号（甲武橋上）に至り、同所から同国道を北東進して伊丹市下河原における兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進及び南西進して尼崎市東本町における国道43号（辰巳橋）に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、大阪国際空港の区域のうち伊丹市の区域を除く	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
小野市来住 町特定猟具使用禁止区域	銃器	小野市粟生町における県道三木宍粟線とJR加古川線との交点を起点として、同所から同JR線を南進して神戸電鉄粟生駅のホーム北端に至り、同所から同ホームを東進して神戸電鉄粟生線に至り、同所から同電鉄線を南進して県道市場多井田線との交点に至り、同所から同県道を南進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を南進して市道3136号線に至り、同所から同市道を南東進して県道小野町停車場線に至り、同所から同県道を北東進して	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

		<p>県道小野香寺線に至り、同所から同県道を北東進して市道4022号線に至り、同所から同市道を南東進して万勝寺川右岸に至り、同所から同河川を南東進して万勝寺川左岸と市道4118号線及び市道4104号線との交点に至り、同所から市道4118号線を南東進して県道市場多井田線に至り、同所から同県道を南東進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を南西進して小野市と三木市との境界に至り、同所から同境界を西進して小野市と三木市及び加古川市との境界に至り、同所から小野市と加古川市との境界を北西進して小野市と加古川市と加西市との境界に至り、同所から小野市と加西市との境界を東進及び北進して市道129号線に至り、同所から同市道を東進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、小野市男池鳥獣保護区の区域を除く</p>	
<p>姫路特定猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>姫路市大塩町における曾根港西防波堤南端を起点として、同所から同市的形町福泊の姫路市立遊漁センター南端を見通した線を経て同所に至り、同所から八家川河口西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿漁港東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から妻鹿地区埋立地東南端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から姫路港東部工業港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西外防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から飾磨港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同港区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑港区東防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から広畑地区埋立地の新日本製鉄棧橋南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同棧橋を北進して同埋立地南東壁に至り、同所から同南岸壁を南西進して同埋立地南西端岸壁に至り、同所から浜田地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地南岸を南西進して西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同工業港区西防波堤南端を見通した線と姫路市とたつの市の境界に至り、同所から姫路市とたつの市の境界を北進して姫路市、たつの市及び揖保郡太子町の境界点に至り、同所から姫路市と揖保郡太子町の境界を東進及び北西進して姫路市西脇における県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して県道724号と合流、同所から同県道姫路上郡線を東進して県道724号と分岐、県道姫路上郡線を東進して同市町田における県道山之内苧野姫路線に至り、同所から同県道を北進して同市六角における県道石倉玉田線に至り、同所から同県道を東進して書写橋東詰に至り、同所から夢前町と御立北2丁目の境界を北東進して広峰神社に至る山道に至り、同所から同山道を南進して同神社に至り、同神社から同市北平野に至る山道を南進して市道城北15号に至り、同所から同市道を南進して市道城北116号に至り、同所から同市道を南進して同市城北新町における県道姫路環状線に至り、同所から同県道を東進して同市増位新町における県道砥堀本町線に至り、同所から同県道を北東進して国道312号に至り、同所から同国道を北進して市川に架かる市川大橋（播但連絡道路）西詰に至り、同所から同大橋を渡り播但連絡道路を南進し</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>

		<p>て同市飾東町庄における市道花田163号に至り、同所から同市道を東進して市道谷外121号に至り、同所から同市道を南東進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して姫路市と加古川市の境界に至り、同所から同境界を西進及び南進して姫路市、加古川市及び高砂市の境界点に至り、同所から姫路市と高砂市の境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、仁寿山鳥獣保護区、姫路市鳥獣保護区、京見山鳥獣保護区及び桜山鳥獣保護区の区域を除く</p>	
<p>加古川特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>明石大蔵八幡町における明石市と神戸市の境界と海岸線との交点を起点として、同所から海岸線を西進して同市東二見港区南防波堤南端に至り、同所から二見地区埋立地北東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地の東岸を南進して南岸に至り、同所から南岸を西進して南西端に至り、同所から播磨地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から播磨地区埋立地南岸を西進して東防波堤西端に至り、同所から加古川市別府港区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同西防波堤及び加古川地区埋立地南岸を北西進して加古川地区埋立地南西端に至り、同所から高砂市高砂本港区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して高砂西港区東防波堤西端に至り、同所から同港区西防波堤東端を見通した線を経て同所に至り、同所から同西防波堤及び海岸線を西進して高砂市伊保港区東防波堤西端に至り、同所から伊保地区埋立地南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から同埋立地南岸を西進及び同西岸を北進して同市曾根東防波堤西端に至り、同所から同港区西防波堤南端を見通した線と高砂市と姫路市の境界に至り、同所から同境界を北進して高砂市、姫路市及び加古川市の境界点に至り、同所から姫路市と加古川市の境界を北進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を東進して県道小原宝殿停車場線に至り、同所から同県道を北東進して県道小野志方線に至り、同所から同県道を北東進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南西進して市道高畑中央線に至り、同所から同市道を南西して加古川市志方町高畑における市道志方高畑3号に至り、同所から同市道を東南進して市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を南進して市道投松2号に至り、同市道を南東進して市道投松7号に至り、同所から同市道を南東進及び南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同県道を東進して市道広尾東新田線に至り、同所から同市道を北東進して市道広尾16号に至り、同所から同市道を南東進して市道一本松7号を経て市道志方町小畑線に至り、同所から同市道を南西進して県道神戸加古川姫路線に至り、同所から同県道を南東進して県道高砂加古川加西線に至り、同所から同県道を北東進して県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を北西進及び北東進して権現第三ダム左岸に至り、同所から同堰堤右岸の県道加古川右岸自転車道線に至り、同所から同県道を北西進、北東進及び西進して権現ダム北東端の権現ダム北東端管理道に至り、同所から北進して県道小野志方線に至り、同所から県道小野志方線を東進して加古川市と小野市の境界に至り、</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>

		<p>同所から同境界を南東進、東進及び南進して県道平荘市場線に至り、同所から同市界を南進して加古川市、小野市及び三木市の境界点に至り、同所から加古川市と三木市の境界を南進して三木市と加古郡稲美町の境界に至り、同所から同境界を東進及び南進して三木市、稲美町及び神戸市の境界点に至り、同所から稲美町と神戸市の境界を南進及び南西進して稲美町、明石市及び神戸市の境界点に至り、同所から明石市と神戸市の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、稲美北部鳥獣保護区、稲美中部鳥獣保護区、天満大池鳥獣保護区、日岡鳥獣保護区及び平荘湖鳥獣保護区の区域を除く</p>	
<p>西宮・芦屋 ・神戸特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>西宮市武庫川町における国道43号と西宮市と尼崎市の境界との交点（武庫川大橋上）を起点として、同所から同国道を西進して神戸市灘区岩屋中町における国道2号に至り、同所から同国道を西進、南進及び南西進して市道西出高松前池線（西出町交差点）に至り、同所から同市道を南西進して市道兵庫南186号線（小松3丁目交差点）に至り、同所から同市道を南進して市道林田方面第94号線、市道遠矢浜町1号線を経て、同市長田区遠矢浜町における海岸防潮堤（神戸検疫所前）に至り、同所から同市須磨区外浜町における須磨港東灯台を見通した線を経て同所に至り、同所から同区若宮町における須磨港西灯台を見通した線を経て同所に至り、同所から須磨港西岸岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して須磨の浦海岸線に至り、同所から同海岸線を西進して同市垂水区塩屋町における神戸市新垂水処理場の埋立地岸壁東端に至り、同所から同岸壁東端を南進して同岸壁南東端に至り、同所から同岸壁南端を西進して同岸壁南西端に至り、同所から同岸壁西端を北進して同区平磯における海岸線に至り、同所から同海岸線及び垂水漁港岸壁並びに同区五色山から同区狩口台における海岸線を北西進して、神戸市と明石市の境界に至り、同所から同境界を北東進して同区南多聞台における第二神明道路に至り、同所から同道路を東進して神戸市須磨区戸政町における県道神戸明石線に至り、同所から同県道を北東進して国道28号に至り、同所から同国道を北東進して同市中央区多聞通における国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道山麓線に至り、同所から同市道を東進して同市灘区高羽町における石屋川右岸線に至り、同所から同川右岸線を南東進して阪急電鉄神戸本線軌道敷に至り、同所から同軌道敷を東進して西宮市北口町における阪急電鉄今津線軌道敷（西宮北口駅）に至り、同所から同軌道敷を北進して国道171号に至り、同所から同国道を北東進して尼崎市と西宮市の境界（甲武橋上）に至り、同所から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鉄拐山鳥獣保護区の区域を除く</p>	<p>平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで</p>
<p>玉津岩岡特 定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市西区伊川谷町における第二神明道路大蔵谷インターチェンジを起点として、同所から神戸市と明石市の境界を西進、北進、西進及び北西進して神戸市、明石市及び加古郡稲美町の境界点に至り、同所から神戸市と加古郡稲美町の境界を東進して神戸市西区神出町紫合における県道野村明石線に至り、同所から同県道を南進して県道六分一神出線に至り、同所から同県道を南西進して</p>	<p>平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで</p>

		市道神出岩岡線に至り、同所から同市道を南西進して県道大久保稲美加古川線に至り、同所から同県道を南西進して同区岩岡町岩岡における市道神戸二見線に至り、同所から同市道を南東進して同区平野町西戸田における国道175号に至り、同所から同国道を南進して同区玉津町小山における第二神明道路（玉津インターチェンジ）に至り、同所から同道路を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
丹生山特定 猟具使用禁 止区域	銃器	神戸市北区山田町藍那における関西電力高压送電線（六甲線）と市道水呑木津線の交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道西下木津線に至り、同所から同市道を北西進して同区山田町西下における県道三木下谷上線に至り、同所から同県道を北西進して一の瀬橋西詰に至り、同所から山田川右岸と神戸市と三木市の境界との交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同境界を北東進及び北進してシビレ山山頂（標高466.0メートル）に至り、同所から尾根線を東進して標高512.9メートルの三角点に至り、同所から尾根線をさらに東進して標高586.1メートルの三角点（帝釈山）に至り、同所から神戸市が設定している「太陽と緑の道」を東進して国道428号（岩谷峠）に至り、同所から同国道を南進して同区山田町福地における県道三木下谷上線に至り、同所から同県道を西進して同区山田町東下における同「太陽と緑の道」（丹生神社前）に至り、同所から同「太陽と緑の道」を南西進して同区山田町藍那における関西電力高压送電線（六甲線）に至り、同所から同送電線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
久崎特定猟 具使用禁止 区域	銃器	佐用郡佐用町久崎における国道373号と町道笹ヶ丘虚田線との交点を起点として、同所から同町道を南西進して同町久崎字鳥ノ向と字竈との字界交点に至り、同所から同字界を西進して同町久崎字竈、字鳥ノ向及び字浅セとの3字界交点に至り、同所から同町久崎字竈と字浅セの字界を北進して字浅セ422番地1と423番地2の1との地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進して字浅セ422番地1と423番地1との地番界交点に至り、同所から同地番界を北西進して佐用川との交点に至り、同所から同町円光寺字和田393番地2と同所392番地との地番界と町道和田廻り渕線との交点を見通した線を経て同所に至り、同所から同町道を東進して国道373号との交点に至り、同所から同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
多々良木ダ ム特定猟具 使用禁止区 域	銃器	朝来市多々良木における市道多々良木中村線と市道新多々良木線との交点を起点として、同所から同市道を東進し多々良木トンネル北口の市道多々良木ダム湖右岸線に至り、同所から同市道を南西進して市道新多々良木線に至り、同所から同市道を南進して市道多々良木ダム湖左岸線に至り、同所から同市道を南東進して市道多々良木中村線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで

<p>黒川ダム特 定猟具使用 禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>朝来市生野町黒川における市道黒川ダム湖岸線の上市川橋西詰を起点として、同市道を北西進して黒川ダムを周回して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成28年11 月 1 日から 平成38年10 月31日まで</p>
<p>赤穂特定猟 具使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>赤穂市鷗和における国道250号と市道真木綱崎1号線との交点を起点として、同所から同国道を東進して同市坂越における坂越橋東詰の県道周世尾崎線に至り、同所から同県道を南西進して大字壺町畑における旧県道周世尾崎線に至り、同所から同旧県道を南西進して赤穂大橋東詰の市道中州明神木線に至り、同所から同市道を南東進して市道木ノ下清水線に至り、同所から同市道を北東進及び南東進して市道磯釜東海線に至り、同所から同市道を南進して市道東海大塚線に至り、同所から同市道を南東進して市道東海紀ノ国線に至り、同所から同市道を南西進して市道紀ノ国橋本線に至り、同所から同市道を南西進して市道御崎加里屋線に至り、同所から同市道を南進して赤穂市御崎字三崎42番地の3に至り、同所から御崎港口右岸南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から赤穂海浜公園海岸線を西進して唐船山南端に至り、同所から千種川河口右岸防波堤南東端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤穂藤原新田の南東端岸壁を見通した線を経て同所に至り、同所から市道真木綱崎1号線を見通した線を経て同所に至り、同所から同市道を北西進及び北進して起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>平成28年11 月 1 日から 平成38年10 月31日まで</p>
<p>神戸北特定 猟具使用禁 止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>神戸市北区淡河町淡河における県道神戸加東線と国道428号の交点を起点として、同所から同県道を南西進して神戸市と三木市の境界に至り、同所から同境界を北西進、北東進、南東進及び北進して神戸市、三木市及び三田市の境界点に至り、同所から神戸市と三田市の境界を南東進して神戸市北区長尾町宅原における国道176号に至り、同所から同国道を南進して県道定塚四軒茶屋線に至り、同所から同県道を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を西進して県道山田三田線に至り、同所から同県道を南西進して善入大池東側における神戸市が設定している「太陽と緑の道」に至り、同所から同「太陽と緑の道」を南進及び北東進して同区长尾町宅原における中国自動車道に至り、同所から同自動車道を南東進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を南西進して同区八多町上小名田における市道田尾寺線に至り、同所から同市道を南東進して六甲北有料道路に至り、同所から同有料道路を南西進して県道市野瀬有馬線に至り、同所から同県道を北西進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成28年11 月 1 日から 平成38年10 月31日まで</p>
<p>相生特定猟 具使用禁止 区域</p>	<p>銃器</p>	<p>相生市相生湾左岸における君島南端を起点として、同所から同湾右岸南端釜崎の相生市と赤穂市との市界を見通した線を経て同市界に至り、同所から同市界を北進及び北西進して相生市佐方と同市若狭野町との大字界に至り、同所から同大字界の山陵尾根線を東進して通称佐方谷に至り、同所から同佐方谷を北進して相生市若狭野町入野における市道入野13号線に至り、同所から同市道を北東進して国道2号に至り、同所から同国道を東進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して相生市とたつの市</p>	<p>平成28年11 月 1 日から 平成38年10 月31日まで</p>

		との市界に至り、同所から同市界を東進及び南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津特定猟具使用禁止区域のうち、相生市の区域、相生市日の浦鳥獣保護区及び相生市那波特定猟具使用禁止区域の区域を除く	
道場町特定 猟具使用禁 止区域	銃器	神戸市北区有野町二郎における神戸市と西宮市の境界と国道176号との交点を起点として、同所から同国道を北進して神戸市と三田市の境界に至り、同所から同境界を東進して神戸市、三田市及び宝塚市の境界点（大岩岳）に至り、同所から神戸市と宝塚市の境界を南進して神戸市、西宮市及び宝塚市の境界点に至り、同所から神戸市と西宮市の境界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、鐳射山鳥獣保護区のうち神戸市の区域を除く	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
善防山特定 猟具使用禁 止区域	銃器	加西市大村町における市道西長大村線と県道高砂北条線との交点を起点として、同所から同県道を南進して国道372号に至り、同所から同国道を西進して加西市と姫路市との市界に至り、同所から同市界を西進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を北東進して県道小野香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道北条長線に至り、同所から同市道を北進して市道西長大村線に至り、同所から同市道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
五色学園特 定猟具使用 禁止区域	銃器	洲本市五色町広石下における市道赤土線と県道鳥飼浦洲本線との交点を起点として、同県道を西進して市道玉田線に至り、同所から同市道を北東進して西谷池東端における農道西谷線に至り、同所から同農道を南進して市道栗山線に至り、同所から同市道を南進して市道赤土線に至り、同所から市道赤土線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
揖保特定猟 具使用禁止 区域	銃器	たつの市御津町金崎における相生市との市界を起点として、同所から同市界を北進して山陽自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して市道小犬丸土師線に至り、同所から同市道を北進して県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を東進して龍野新大橋西詰に至り、同所から同県道を北東進して龍野橋西詰における国道179号に至り、同所から同国道を北進して佐野橋東詰に至り、同所から市道佐野7号線を北東進して市道佐野鶯崎線に至り、同所から同市道を北進して鶯崎橋西詰に至り、同所から市道鶯崎新宮線を北進して県道宍粟新宮線に至り、同所から同県道を北進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を東進して市道川戸9号線に至り、同所から同市道を南東進して市道川戸3号線に至り、同所から同市道を東進して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を南西進して揖保川左岸堤防との分岐点に至り、同所から同堤防を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して県道宇原新宮線に至り、同所から同県道を南進して市道曾我井下野線に至り、同所から同市道を南進して市道曾我井1号線に至り、同所から市道曾我井1号線を南進して揖保川左岸河川区境界に至り、同所から同河川区境界を南進して揖保川左岸堤防管理用道路に至り、同所から同管理用道路を南進して鶯崎橋東詰に至	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで

		<p>り、同所から市道東葺崎島田線を南進して市道東葺崎祇園橋線に至り、同所から同市道を南進して祇園橋東詰における県道姫路上郡線に至り、同所から同県道を南東進してたつの市龍野町島田における県道東葺崎網千停車場線に至り、同所から同県道姫路上郡線を南進してたつの市龍野町日飼における県道東葺崎網千停車場線に至り、同所から県道姫路上郡線を東進して県道上伊勢誉田線との交点に至り、同所から県道上伊勢誉田線を北進して県道姫路新宮線に至り、同所から県道姫路新宮線を東進して市道西鳥井筒井線に至り、同所から同市道を北進して姫路市との市界交点に至り、同所から同市界を東進して国道29号に至り、同所から同国道を南東進して市道田中林田線に至り、同所から同市道を南進して県道姫路新宮線に至り、同所から同県道を西進して市道中井田中線に至り、同所から同市道を南進して市道中井6号線に至り、同所から市道中井6号線を南進してたつの市神岡町中井におけるJR姫新線の軌道敷に至り、同所から同軌道敷を西進して林田川左岸河川区域界に至り、同所から同河川区域界を南進して市道誉3号線に至り、同所から同市道を南進して誉橋東詰に至り、同所から市道誉橋永久橋線を南進して国道179号に至り、同所から同国道を南東進して県道西脇誉田線に至り、同所から同県道を東進して町道広坂松尾線に至り、同所から同町道を北東進して揖保郡太子町と姫路市との市町界交点に至り、同所から同市町界を東進、南進及び西進してたつの市との市町界交点に至り、同所から姫路市とたつの市との市界を南進して揖保川河口における西部工業港区東防波堤南端に至り、同所から同区西防波堤南端を見通した線を経て同所に至り、同所から四十四島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から室津半島南端を見通した線を経て同所に至り、同所から赤松鼻南端を見通した線を経て同所に至り、同所から起点を見通した線を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし、相生御津特定猟具使用禁止区域のうちたつの市御津町の区域、たつの市御津特定猟具使用禁止区域及び桜山鳥獣保護区のうち揖保郡太子町の区域を除く</p>	
<p>川西・猪名川猟具使用禁止区域</p>	<p>銃器</p>	<p>川西市若宮における県道切畑多田院線と川西市と宝塚市の境界との交点を起点として、同所から同境界を北西進して川西市、宝塚市及び川辺郡猪名川町の境界点に至り、同所から川西市と川辺郡猪名川町の境界を北東進して川西市一庫における県道川西三田線に至り、同所から同県道を北西進して川辺郡猪名川町紫合における県道能勢猪名川線（紫合堂田交差点）に至り、同所から同県道を北進して町道阿古谷民田線に至り、同所から同町道を東進して同町千軒における国道173号に至り、同所から同国道を南進して町道民田4号に至り、同所から同町道を南西進して同町と川西市の境界に至り、同所から川西市道1449号を南進して知明さくら橋東詰に至り、同所から兵庫県立一庫公園管理道を南進及び北東進して知明りんどう橋西詰に至り、同所から市道1447号を東進して同橋東詰に至り、同所から県道野間出野一庫線を南進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南進、北東進及び南進して県道川西篠山線に至り、同所から同県道を北西進及び西進して県道切畑多田院線に至り、同所から同県道を南西進して起</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>

		点に至る線に囲まれた一円の区域	
加西市中部 特定猟具使用 禁止区域	銃器	加西市都染町における中国自動車道と県道高砂加古川加西線との交点を起点として、同所から同県道を南進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して万願寺川右岸に至り、同所から同河川を南進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を西進して国道372号に至り、同所から同国道を南西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して市道剣坂野条線に至り、同所から同市道を北西進して県道高砂北条線に至り、同所から同県道を北進して市道段下1号線に至り、同所から同市道を東進して市道段下中西線に至り、同所から同市道を東進し、市道段下3号線に至り、同所から同市道を北西進して市道段下玉野線に至り、同所から同市道を北東進して県道三木宍粟線に至り、同所から同県道を南東進して市道豊倉日吉線に至り、同所から同市道を北進して市道玉丘常吉線に至り、同所から同市道を北西進して県道玉野倉谷線に至り、同所から同県道を北進して県道多可北条線に至り、同所から同県道を西進して市道殿原逆線に至り、同所から同市道を北進して中国自動車道に至り、同所から同自動車道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
西脇特定猟 具使用禁止 区域	銃器	西脇市郷瀬町における県道郷の瀬野村線と国道427号との交点を起点として、同所から同国道を南東進して国道175号に至り、同所から同国道を北東進して市道嶋上比延線に至り、同所から同市道を東進及び北進して市道上比延17号線に至り、同所から同市道を北西進して県道西脇篠山線に至り、同所から同県道を東進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進及び西進して市道鹿野比延1号線に至り、同所から同市道を南西進してJR加古川線に至り、同所から同JR線を西進して県道黒田庄多井田線に至り、同所から同県道を南進して市道高松1号線に至り、同所から同市道を南進して市道高松18号線に至り、同所から同市道を南進して市道高松11号線に至り、同所から同市道を南東進して県道西脇口吉川神戸線に至り、同所から同県道を南進して西脇市と加東市の市界に至り、同所から同市界を西進して県道西脇三田線に至り、同所から同県道を北進して県道西脇八千代市川線に至り、同所から同県道を西進して県道郷の瀬野村線に至り、同所から同県道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
加西市北条 西特定猟具 使用禁止区 域	銃器	加西市福居町における県道中寺北条線と市道福居吉野線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南進して市道山下20号線との交点に至り、同所から同市道を南進して県道山下飾東線に至り、同所から同県道を南進して市道福住1号線に至り、同所から同市道を西進して市道福住2号線に至り、同所から同市道を南西進して市道山下福住線に至り、同所から同市道を北西進して市道山下11号線に至り、同所から同市道を北進して県道豊富北条線に至り、同所から同県道を南西進して加西市と姫路市の市界に至り、同所から同市界を北進して加西市と姫路市及び神崎郡福崎町との3市町界に至り、同所から加西市と神崎郡福崎町との境界を北進して県道中寺北条線に至り、同所から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで

		円の区域	
小野市高山 特定猟具使用 禁止区域	銃器	小野市住吉町における県道小野藍本線と東条川右岸の交点を起点として、同所から同県道を南進して市道108号線に至り、同所から同市道を西進して県道加古川小野線に至り、同所から同県道を北進及び北東進して国道175号に至り、同所から同国道を北進して小野市と加東市との境界に至り、同所から同境界を東進及び北進して小野市住吉町における東条川右岸に至り、同所から同河川を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
春日インタ ーチェンジ 特定猟具使用 禁止区域	銃器	丹波市春日町七日市における旧国道175号線と市道野上野七日市線の交点を起点として、同所から同市道を東進して竹田川左岸堤防に至り、同所から同堤防を南進して同市春日町棚原1229番地における農道に至り、同所から同農道を西進して市道野市北線に至り、同所から同市道を西進して市道春日栗柄線に至り、同所から同市道を北西進して市道高野線に至り、同所から同市道を北進して旧国道175号線に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
志筑特定猟 具使用禁止 区域	銃器	淡路市志筑における国道28号線と市道志筑環状線との交点を起点として、同所から同市道を北西進して市道山崎線に至り、同所から市道山崎線を北東進及び北西進して県道大谷鮎原神代線に至り、同所から同県道を東進して淡路市大谷における国道28号線に至り、同所から同国道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
川西黒川特 定猟具使用 禁止区域	銃器	川西市黒川における長谷橋南詰を起点として、同所から同橋を北西進して同橋北詰における市道328号に至り、同所から同市道を北西進して旧村道225号に至り、同所から同旧村道を北進して兵庫県と大阪府の府県界に至り、同所から同府県界を南東進して国道477号に至り、同所から同国道を南進して市道328号に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
氷上葛野川 特定猟具使用 禁止区域	銃器	丹波市氷上町犬岡における市道中央106号線の犬岡小橋西詰と葛野川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して県道丹波加美線の三原橋南詰に至り、同所から三原橋を渡って同県道を北東進して同県道の三原橋北詰と葛野川左岸堤防の交点に至り、同所から同川左岸堤防を東進して市道特19号線と市道西105号線の長野橋北詰との交点に至り、同所から市道特19号線を東進して葛野川左岸堤防に至り、同所から同川左岸堤防を南東進して市道特11号線の鹿乃川橋東詰に至り、同所から同市道を東進して県道丹波加美線に至り、同所から同県道を南東進して県道福知山山南線に至り、同所から同県道を南東進して県道奥野々氷上線に至り、同所から同県道を南東進して市道中央106号線の犬岡小橋東詰に至り、同所から犬岡小橋を渡って同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで
加古川北特 定猟具使用 禁止区域	銃器	丹波市氷上町常楽における市道特19号線の幸料寺橋西詰と加古川右岸堤防の交点を起点として、同所から同川を北西進して同市青垣町栗住野における市道田井縄本線の芦田橋西詰に至り、同所から同市道を北進して加古川左岸堤防に至り、同所から同川を南	平成28年11 月1日から 平成38年10 月31日まで

		東進して市道特19号線の幸料寺橋東詰に至り、同所から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
多可町加美 区的場特定 猟具使用禁 止区域	銃器	多可郡多可町加美区寺内における関西電力送電線直下と県道加美八千代線との交点を起点として、同所から同県道を南西進して町道寺内22号線に至り、同所から同町道を北西進して町道寺内23号線に至り、同所から同町道を東進及び北西進して作業道入相山線に至り、同所から同作業道を南進及び北西進して森林基幹道笠形線に至り、同所から同森林基幹道を北東進して関西電力送電線直下に至り、同所から同送電線直下を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
相生御津特 定猟具使用 禁止区域	銃器・く くりわな	ア線、イ線に囲まれた一円の区域および海面 (注) ア線 たつの市御津町室津字柏1328の8番地における国道250号と海岸線との接点を起点として、同所から同海岸線を南西進して相生市金ヶ崎に至り、同所から同海岸線を北西進して相生市鯛浜の国道250号と海岸との接点（イ線起点）に至る線 イ線 相生市鯛浜における海岸線と国道250号との接点を起点として、同所から同国道を東進してたつの市御津町室津字柏1328の8番地におけるア線の起点に至る線 海面 たつの市御津町室津字柏1328の8番地におけるア線の起点から御津町赤松鼻南端を見通し、同所から相生市とたつの市の市界の君島南端を結んだ線及び相生市鯛浜におけるイ線の起点から相生市壺根突崎東端を見通し、同所から相生市とたつの市の市界の君島南端を見通した線に囲まれた海面並びに君島を含む一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
相生市那波 特定猟具使 用禁止区域	銃器・く くりわな	相生市那波南本町における国道250号と市道旭那波線との交点を起点として、同所から同市道を北東進して市道相生那波線に至り、同所から同市道を南西進して県道相生停車場線に至り、同所から同県道を南進して国道250号に至り、同所から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
有年・周世 特定猟具使 用禁止区域	銃器・く くりわな	赤穂市有年横尾における国道2号と市道有年原横尾線との交点を起点として、同所から同市道を南東進して市道内海原平田線に至り、同所から同市道を南東進して県道高雄有年横尾線に至り、同所から同県道を南東進及び南進して同市周世における森林管理道神護寺線に至り、同所から同森林管理道の水木原川に架かる橋を渡り同川の右岸を南東進して同市周世字水木原1302—93地内に接する橋と獣害防止柵に至り、同所から同獣害防止柵を南進、南西進及び西進して同市周世字水木谷1302—189地内の遊歩道（通称神護寺表参道）に至り、同所から同遊歩道を北進して神護寺境内に至り、同所から同遊歩道を北西進して同市周世と同市真殿との大字界交点に至り、同所から同大字界を北西進して三角点（286.4メートル）に至り、同所から同大字界を北西進して同市真殿、同	平成28年11月1日から平成30年10月31日まで

	市周世及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市真殿と同市有年横尾との大字界を西進して同市真殿、同市中山及び同市有年横尾との3大字界交点に至り、同所から同市中山と同市有年横尾との大字界を北西進して同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字大多尾との字界交点に至り、同所から同字界を北進して、同市有年横尾一ツ岩、同市有年横尾字大多尾及び同市有年横尾字0410堂ケ谷との3字界交点に至り、同所から同市有年横尾字一ツ岩と同市有年横尾字堂ケ谷との字界を北進して市道谷口線に至り、同所から同市道を北進して県道周世有年原線に至り、同所から同県道を北東進して国道2号に至り、同所から同国道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	
--	--	--



兵庫県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年10月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 1 7 5 号	丹波市市島町下竹田字塩津4200番6から 同 市市島町下竹田字塩津4200番6まで	旧	9.0から 9.0まで	84.0	
		新	9.0から 85.0まで	84.0	



兵庫県告示第919号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船町I-2 (114020047)	西脇市黒田庄町船町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
船町I-3 (114020048)	西脇市黒田庄町船町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
松ノ木川 (214020028)	西脇市黒田庄町船町（別図3のとおり）	土石流

（別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第920号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上鴨川(23) I (129010082)	加東市上鴨川（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第921号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大和(48) (131030133)	多可郡多可町八千代区大和（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第922号

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

山寄上(3)Ⅲ（131020003）の項中別図3、田中南谷Ⅱ（231020003）の項中別図60を改める。



兵庫県告示第923号

平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大和(4)Ⅰ（131030089）の項中別図89、大和(9)Ⅰ（131030094）の項中別図94、大和(11)Ⅰ（131030096）の項中別図96、大和(21)Ⅱ（131030106）の項中別図106、三谷川Ⅰ（231030054）の項中別図186、社谷川Ⅰ（231030055）の項中別図187、東谷川Ⅰ（231030058）の項中別図190を改める。



兵庫県告示第924号

平成21年兵庫県告示第301号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

上鴨川(3)Ⅰ(129010006)の項中別図6、上鴨川(8)Ⅱ(129010016)の項中別図16、上鴨川(17)Ⅲ(129010050)の項中別図50、上鴨川・下鴨川Ⅲ(129010057)の項中別図57、西上鴨川Ⅰ(229010006)の項中別図85、神山池南谷Ⅰ(229010009)の項中別図88、北上鴨川Ⅱ(229010031)の項中別図109を改める。



兵庫県告示第925号

平成23年兵庫県告示第347号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備えおいて縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

船町Ⅰ(114020003)の項中別図3、石原(2)Ⅰ(114020022)の項中別図22、津万井Ⅰ(114020043)の項中別図43、門柳谷川Ⅱ(214020021)の項中別図67を改める。



兵庫県告示第926号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
船町Ⅰ (114020003)	西脇市黒田庄町船町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
船町AⅡ (114020007)	西脇市黒田庄町船町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
黒田(1)Ⅰ (114020018)	西脇市黒田庄町田高（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
田高AⅡ (114020019)	西脇市黒田庄町田高（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
田高BⅡ (114020020)	西脇市黒田庄町田高（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
石原(1)Ⅰ (114020021)	西脇市黒田庄町石原（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
石原(2)Ⅰ (114020022)	西脇市黒田庄町石原（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
石原Ⅱ (114020023)	西脇市黒田庄町石原（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

前坂(1) I (114020025)	西脇市黒田庄町前坂 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
前坂(2) (1) I (114020026)	西脇市黒田庄町前坂 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
前坂(2) (2) I (114020027)	西脇市黒田庄町前坂 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大伏(1) I (114020028)	西脇市黒田庄町大伏 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大伏(2) I (114020029)	西脇市黒田庄町大伏 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大伏(3) I (114020030)	西脇市黒田庄町大伏 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大伏(4) I (114020031)	西脇市黒田庄町大伏 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
門柳B II (114020033)	西脇市黒田庄町門柳 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
門柳A II (114020034)	西脇市黒田庄町門柳 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
松尾原(1) III (114020036)	西脇市黒田庄町門柳 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
松尾原(3) III (114020037)	西脇市黒田庄町門柳 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
津万井 I (114020043)	西脇市黒田庄町津万井 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
津万井 II (114020044)	西脇市黒田庄町津万井 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
船町 I - 3 (114020048)	西脇市黒田庄町船町 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上大伏川 I (214020013)	西脇市黒田庄町大伏 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
門柳川右支溪第二 I (214020017)	西脇市黒田庄町門柳 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
門柳川右支溪第一 II (214020020)	西脇市黒田庄町門柳 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
門柳谷川 II (214020021)	西脇市黒田庄町門柳 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
大谷川 I (214020024)	西脇市黒田庄町福地 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
福地谷川 I (214020025)	西脇市黒田庄町福地 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり

大門川 I (214020027)	西脇市黒田庄町津万井 (別図29のと おり)	土石流	別図29のとおり
----------------------	---------------------------	-----	----------

(別図 1 から別図29までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第927号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上鴨川(1) I (129010001)	加東市上鴨川 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
上鴨川(2) I (129010002)	加東市上鴨川 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
上鴨川(3) I (129010006)	加東市上鴨川 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
上鴨川(4) II (129010012)	加東市上鴨川 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
上鴨川(8) II (129010016)	加東市上鴨川 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
上鴨川(9) II (129010017)	加東市上鴨川 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
上鴨川(11) II (129010019)	加東市上鴨川 (別図 7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 7 のとおり
上鴨川(12) II (129010020)	加東市上鴨川 (別図 8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 8 のとおり
上鴨川(13) II (129010045)	加東市上鴨川 (別図 9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 9 のとおり
上鴨川(16) III (129010049)	加東市上鴨川 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上鴨川(17) III (129010050)	加東市上鴨川 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上鴨川(19) III (129010052)	加東市上鴨川 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上鴨川(20) III (129010053)	加東市上鴨川 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

上鴨川(21)Ⅲ (129010054)	加東市上鴨川 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上鴨川(22)Ⅲ (129010055)	加東市上鴨川 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上鴨川・平木(2)Ⅲ (129010056)	加東市上鴨川 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上鴨川・下鴨川Ⅲ (129010057)	加東市上鴨川 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上鴨川(23)Ⅰ (129010082)	加東市上鴨川 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上鴨川Ⅰ (229010005)	加東市上鴨川 (別図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
西上鴨川Ⅰ (229010006)	加東市上鴨川 (別図20のとおり)	土石流	別図20のとおり
神山池東谷Ⅰ (229010007)	加東市上鴨川 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり
鴨川東谷Ⅰ (229010008)	加東市上鴨川 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
神山池南谷Ⅰ (229010009)	加東市上鴨川 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
上鴨川南Ⅱ (229010027)	加東市上鴨川 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり
神山奥谷Ⅱ (229010030)	加東市上鴨川 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
北上鴨川Ⅱ (229010031)	加東市上鴨川 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
奥の谷池上谷Ⅱ (229010040)	加東市上鴨川 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり

(別図 1 から別図27までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第928号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

山寄上(3)Ⅲ (131020003)	多可郡多可町加美区山寄上(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
田中南谷Ⅱ (231020003)	多可郡多可町加美区山寄上(別図2 のとおり)	土石流	別図2のとおり

(別図1及び2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第929号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大和(3)Ⅰ (131030088)	多可郡多可町八千代区大和(別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大和(4)Ⅰ (131030089)	多可郡多可町八千代区大和(別図2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大和(5)Ⅰ (131030090)	多可郡多可町八千代区大和(別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大和(6)Ⅰ (131030091)	多可郡多可町八千代区大和(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大和(7)Ⅰ (131030092)	多可郡多可町八千代区大和(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
大和(8)Ⅰ (131030093)	多可郡多可町八千代区大和(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大和(9)Ⅰ (131030094)	多可郡多可町八千代区大和(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大和(10)Ⅰ (131030095)	多可郡多可町八千代区大和(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大和(11)Ⅰ (131030096)	多可郡多可町八千代区大和(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大和(12)Ⅰ (131030097)	多可郡多可町八千代区大和(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大和(15)Ⅱ (131030100)	多可郡多可町八千代区大和(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大和(16)Ⅱ (131030101)	多可郡多可町八千代区大和(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

大和(17)Ⅱ (131030102)	多可郡多可町八千代区大和(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大和(18)Ⅱ (131030103)	多可郡多可町八千代区大和(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大和(19)Ⅱ (131030104)	多可郡多可町八千代区大和(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大和(20)Ⅱ (131030105)	多可郡多可町八千代区大和(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大和(21)Ⅱ (131030106)	多可郡多可町八千代区大和(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大和(22)Ⅱ (131030107)	多可郡多可町八千代区大和(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大和(23)Ⅱ (131030108)	多可郡多可町八千代区大和(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
大和(24)Ⅱ (131030109)	多可郡多可町八千代区大和(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
大和(25)Ⅱ (131030110)	多可郡多可町八千代区大和(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大和(27)Ⅱ (131030112)	多可郡多可町八千代区大和(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大和(28)Ⅱ (131030113)	多可郡多可町八千代区大和(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
大和(29)Ⅱ (131030114)	多可郡多可町八千代区大和(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
大和(30)Ⅱ (131030115)	多可郡多可町八千代区大和(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大和(31)Ⅱ (131030116)	多可郡多可町八千代区大和(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大和(40)Ⅲ (131030125)	多可郡多可町八千代区大和(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
大和(42)Ⅲ (131030127)	多可郡多可町八千代区大和(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
大和(43)Ⅲ (131030128)	多可郡多可町八千代区大和(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
大和(48) (131030133)	多可郡多可町八千代区大和(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
殿垣内川Ⅰ (231030053)	多可郡多可町八千代区大和(別図31 のとおり)	土石流	別図31のとおり

三谷川Ⅰ (231030054)	多可郡多可町八千代区大和（別図32のとおり）	土石流	別図32のとおり
社谷川Ⅰ (231030055)	多可郡多可町八千代区大和（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
大和東谷Ⅰ (231030056)	多可郡多可町八千代区大和（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり
東谷川Ⅰ (231030058)	多可郡多可町八千代区大和（別図35のとおり）	土石流	別図35のとおり
西谷川北谷Ⅱ (231030061)	多可郡多可町八千代区大和（別図36のとおり）	土石流	別図36のとおり
大和谷Ⅱ (231030062)	多可郡多可町八千代区大和（別図37のとおり）	土石流	別図37のとおり
中谷川Ⅱ (231030065)	多可郡多可町八千代区大和（別図38のとおり）	土石流	別図38のとおり
双谷Ⅱ (231030067)	多可郡多可町八千代区大和（別図39のとおり）	土石流	別図39のとおり
太郎太夫川Ⅱ (231030068)	多可郡多可町八千代区大和（別図40のとおり）	土石流	別図40のとおり
太郎太夫南谷Ⅱ (231030069)	多可郡多可町八千代区大和（別図41のとおり）	土石流	別図41のとおり

（別図1から別図41までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年10月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県自治研修所ほか13施設で使用する電気
予定数量10,296,192キロワット時／年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4937

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3393

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

平成28年10月28日（金）から同年11月15日（火）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 担当 遠藤

電話（078）341-7711 内線2256

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

平成28年10月31日（月）から同年11月15日（火）まで（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問い合わせ先

3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 平成28年12月7日（水）午前10時から

場所 兵庫県企画県民部企画財政局総務課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、平成28年12月6日（火）午後5時までに3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月5日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の108）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の

納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成28年11月15日(火)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Govenor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 10,296,192kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2017 through March 31, 2018

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 December 6, 2016 by direct delivery

17:00 December 6, 2016 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Endou, General Affairs Division, Civil Policy Planning & Administration Department, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2256



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
100 リットル 券	船舶	H03 6922327 ～ H03 6922328	平成29年 5月26日	2	西宮市能登町11-25 (株)うかいや西宮北口店	阪神南 県民 センター	平成28年 9月22日
20 リットル 券	同上	H03 6922329 ～ H03 6922398	同	70	同 上	同上	同



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス三原店
 所在地 南あわじ市市善光寺字切張25-18ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により南あわじ市から聴取した意見の概要
 - (1) 計画地については、分流式の公共下水道が隣接しているが、下水道の認可区域外のため、公共下水道に接続の際は処理区域外使用許可申請書及び公共ます等特別設置申請書を提出のうえ、負担金を納入されたい。
 - (2) 雨水については、側溝等へ放流されたい。
 - (3) 当該地は、南あわじ市都市計画マスタープランにおいて、都市的土地利用地（商業・業務地）に位置付けられており、当該施設は便利な市街地の形成に資するものであることから、整合性がとれている。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成28年10月28日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス志筑店
所在地 淡路市志筑1358—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により淡路市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音の軽減・防音対策について
ア 騒音予測結果による数値については、来店者の車両走行に伴う騒音が夜間の規制基準をやや上回る予測となっているが、回析補正量が含まれていない数値であること、住宅地との境界ではさらに騒音が小さくなると予想されるため、問題はないと思われるが、できる限りの騒音軽減・防音対策に努めること。
イ 事業開始後についても、騒音等について実情の検証を行うなどし、その状況に応じた取組をすること。
ウ 万一、周辺住民と騒音に関するトラブルが発生した場合は、誠意をもって十分な話し合いを行い、解決に努めること。
 - (2) 通行者の安全及び防火・防犯対策について
ア 市道に歩道が整備されていないため、来客者の店舗駐車場出入りの際、市道を通行する二輪車（バイク、自転車等）及び歩行者の安全を確保するための配慮を行うこと。
イ 建物周辺及び駐車場内において、死角となる場所については、特に防火、防犯対策を検討すること。
ウ 営業時間外の店舗関係者以外の立ち入り防止措置をされているが、店舗場所が市街地の外れとなり、周辺住民の目も届かないため、巡回目視等の対策も検討すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年10月28日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ドラッグコスモス斑鳩店
所在地 揖保郡太子町鶴1142—1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により太子町から聴取した意見の概要
 - (1) 防犯・住環境の観点からの意見
騒音レベル予測は、規制の範囲内となっているが、設備や荷さばきの音について周辺住民からの苦情等が発生することのないように努めること。
 - (2) 道路管理者の観点からの意見
ア 町道北之町坊主山線から町道北之町松ヶ下線への進入時及び町道城山北之町線から国道179号への進入時の事故防止のため、見通しを確保できるよう構造物等で障害しないよう検討されたい。
イ 町道城山北之町線からの歩行者・自転車用出入口について、自動車との接触事故防止のため、自転車に乗車したまま出入りできないような構造となるよう検討されたい。
ウ 東側に位置する町道北之町坊主山線及び南側に位置する町道北之町松ヶ下線は、幼稚園・小学校の通

学路となっていることから、児童・園児からも車両等が確認できるよう、南東出入口部分は壁ではなくフェンスなどの利用を検討されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成28年10月28日から1月間



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年10月28日

契約担当者

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500kg袋入・単価契約） 予定数量560トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（1kg当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成28年10月28日（金）から同年11月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 交付場所

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課 担当 森上

電話（0796）82-5679 FAX（0796）82-3988

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成28年10月28日（金）から同年11月9日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成28年11月21日（月）午後1時30分

場所 兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所（美方郡新温泉町芦屋522—4）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年11月18日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成28年11月18日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成28年11月18日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月28日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年11月28日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

平成28年10月28日（金）から同年11月9日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 交付場所

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課 担当 森上

電話 (0796) 82-5679 FAX (0796) 82-3988

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成28年10月28日（金）から同年11月9日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成28年11月21日（月）午後1時45分

場所 兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所（美方郡新温泉町芦屋522-4）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年11月18日（金）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成28年11月18日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成28年11月18日（金）以前の任意の日を開始日とし、同月28日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成28年11月28日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第83号

自由民主党丹波市支部、日本共産党東播地区委員会、経友会から提出された平成24年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成25年兵庫県選挙管理委員会告示第101号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党丹波市支部の欄中

「 5 寄附の内訳 （政治団体分） 元気な丹波を創造する会	500,000	丹波市	を 」
「 5 寄附の内訳 （政治団体分） 元気な丹波を創造する会	500,000	丹波市	に改める。
6 資産等の内訳 （預金等）	500,000		」

収支報告書の要旨（政党の支部）の日本共産党東播地区委員会の欄中

「 1 収入総額	89,392,419	
前年繰越額	3,479,161	
本年收入額	85,913,258	
2 支出総額	82,174,725	を
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費（13,311人）	7,681,439	
寄附	39,347,828	

個人分	39,347,828	」	
「 1 収入総額	89,643,229		
前年繰越額	3,479,161		
本年收入額	86,164,068		
2 支出総額	82,425,535		
3 本年收入の内訳			に、
個人の党費・会費（13,311人）	7,681,439		
寄附	39,497,828		
個人分	39,497,828	」	
「 その他の収入	4,801,271		
金銭以外のものによる寄附相当分	873,605		を
金銭以外のものによる寄附相当分	1,312,885		
一件10万円未満のもの	2,614,781	」	
「 その他の収入	4,902,081		
金銭以外のものによる寄附相当分	873,605		に、
金銭以外のものによる寄附相当分	1,312,885		
一件10万円未満のもの	2,715,591	」	
「 政治活動費	40,574,814		
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	14,330,293		を
組織活動費	15,658,569	」	
「 政治活動費	40,825,624		
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	14,330,293		に、
組織活動費	15,909,379	」	
「 5 寄附の内訳			
（個人分）			
阿部 静也	51,162	加古川市	を
井澤 孝典	92,380	同 市	
井上 津奈夫	1,360,740	同 市	」
「 5 寄附の内訳			
（個人分）			
阿部 静也	51,162	加古川市	に、
井澤 孝典	92,380	同 市	
井上 津奈夫	1,410,740	同 市	」
「 折笠 隆志	116,100	同 市	
岸本 建樹	1,446,760	加古川市	」を
「 折笠 隆志	116,100	同 市	
岸本 建樹	1,496,760	加古川市	」に、
「 鈴垣 元	210,000	小野市	
高木 英里	1,291,060	加古川市	」を
「 鈴垣 元	210,000	小野市	
高木 英里	1,341,060	加古川市	」に改める。
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の経友会の欄中			
「 吉田 衛	120,000	芦屋市	
年間5万円以下のもの	1,140,000		」を
「 吉田 衛	120,000	芦屋市	
吉村 武久	600,000	西宮市	
池田 治郎	360,000	大阪市西成区	」に改める。
田村 隆	120,000	同 市淀川区	

年間5万円以下のもの 60,000 」



兵庫県選挙管理委員会告示第84号

自由民主党丹波市支部、自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県第七選挙区支部、自由民主党兵庫県第四選挙区支部、経友会から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党丹波市支部の欄中

「 5 寄附の内訳
（政治団体分） を
元気な丹波を創造する会 500,000 丹波市 」
「 5 寄附の内訳
（政治団体分）
元気な丹波を創造する会 500,000 丹波市 に改める。
6 資産等の内訳
（預金等）
500,000 」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
末松信介政経セミナー
（団体からの対価の支払） を
（株）伏見工業 300,000 神戸市西区
（株）親和福祉会 1,000,000 同 市中央区
（株）兵栄 1,000,000 同 市東灘区 」
「 7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
末松信介政経セミナー
（団体からの対価の支払） に改める。
（株）伏見工業 300,000 神戸市西区
（株）親和福祉会 1,000,000 同 市中央区
（株）兵栄 1,000,000 同 市東灘区
8 資産等の内訳
（動産）
自動車（1台） 2,075,000 25.12.13 」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第七選挙区支部の欄中

「 1 収入総額 21,822,634
前年繰越額 1,464,634
本年收入額 20,358,000
2 支出総額 20,848,493
3 本年收入の内訳 を
寄附 4,230,000
個人分 1,030,000
団体分 300,000
政治団体分 2,900,000 」
「 1 収入総額 22,822,634
前年繰越額 1,464,634
本年收入額 21,358,000
2 支出総額 20,848,493 に、

3	本年收入の内訳				
	寄附		5,230,000		
	個人分		1,030,000		
	団体分		300,000		
	政治団体分		3,900,000	」	
「	(政治団体分)				
	賢政会	1,400,000	西宮市	を	
	やまだ賢司後援会	1,500,000	同 市	」	
「	(政治団体分)				
	賢政会	1,400,000	西宮市	に改める。	
	やまだ賢司後援会	2,500,000	同 市	」	
	収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第四選挙区支部の欄中				
「	1	収入総額	20,017,240		
		前年繰越額	47,240		
		本年收入額	19,970,000		
	2	支出総額	19,932,973	を	
3	本年收入の内訳				
	寄附		7,900,000		
	個人分		5,000,000	」	
「	1	収入総額	23,079,275		
		前年繰越額	47,240		
		本年收入額	23,032,035		
	2	支出総額	19,932,973	に、	
3	本年收入の内訳				
	寄附		10,962,035		
	個人分		8,062,035	」	
「	5	寄附の内訳			
		(個人分)			
		原 田 眞 年	2,000,000	西脇市	を
		森 脇 和 成	1,500,000	加東市	
		石 野 博 泰	1,500,000	西脇市	」
「	5	寄附の内訳			
		(個人分)			
		原 田 眞 年	2,000,000	西脇市	に改める。
		森 脇 和 成	1,500,000	加東市	
		石 野 博 泰	1,500,000	西脇市	
		藤 井 比早之	3,062,035	神戸市西区	」
	収支報告書の要旨(その他の政治団体)の経友会の欄中				
「	吉 田 衛	120,000	芦屋市		
	年間5万円以下のもの	1,600,000		を	
「	吉 田 衛	120,000	芦屋市		
	吉 村 武 久	600,000	西宮市		
	池 田 治 郎	360,000	大阪市西成区	に改める。	
	田 村 隆	120,000	同 市淀川区		
	年間5万円以下のもの	520,000		」	



兵庫県選挙管理委員会告示第85号

長瀬猛後援会から提出された平成25年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第69号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（資金管理団体）の長瀬猛後援会の欄中

「 1 収入総額	1,860,000		
本年收入額	1,860,000		
2 支出総額	1,841,626		を
3 本年收入の内訳			
寄附	1,860,000		
個人分	1,810,000		」
「 1 収入総額	2,060,000		
本年收入額	2,060,000		
2 支出総額	1,841,626		に、
3 本年收入の内訳			
寄附	2,060,000		
個人分	2,010,000		」
「 5 寄附の内訳			
〔個人分〕			を
長瀬 猛	1,800,000	神戸市東灘区	」
「 5 寄附の内訳			
〔個人分〕			に改める。
長瀬 猛	1,800,000	神戸市東灘区	
浜崎 為司	200,000	同 市長田区	」



兵庫県選挙管理委員会告示第86号

自由民主党丹波市支部、自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部、自由民主党兵庫県第七選挙区支部、自由民主党兵庫県第四選挙区支部、経友会、長瀬猛後援会、坊やすながを育てるボーイングの会、久後淳司後援会、政令指定都市薬剤師連盟神戸支部、みやくさ真木後援会から提出された平成26年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党丹波市支部の欄中

「 5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			を
元気な丹波を創造する会	500,000	丹波市	」
「 5 寄附の内訳			
〔政治団体分〕			
元気な丹波を創造する会	500,000	丹波市	に改める。
6 資産等の内訳			
〔預金又は貯金〕	500,000		」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部の欄中

「 7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳			
末松信介政経パーティ			
〔団体からの対価の支払〕			
(株)伏見工業	300,000	神戸市西区	を
(株)親和福祉会	1,000,000	同 市中央区	

(株) 兵栄	1,000,000	同	市東灘区	」
「 7 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				
末松信介政経パーティ				
[団体からの対価の支払]				
(株) 伏見工業	300,000		神戸市西区	
(株) 親和福祉会	1,000,000	同	市中央区	に改める。
(株) 兵栄	1,000,000	同	市東灘区	
8 資産等の内訳				
[動産]				
自動車(1台)	2,075,000	25.12.13		」
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第七選挙区支部の欄中				
「 1 収入総額			35,024,076	
前年繰越額			974,141	」を
「 1 収入総額			36,024,076	
前年繰越額			1,974,141	」に改める。
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第四選挙区支部の欄中				
「 1 収入総額			51,668,267	
前年繰越額			84,267	」を
「 1 収入総額			54,730,302	
前年繰越額			3,146,302	」に改める。
収支報告書の要旨(資金管理団体)の経友会の欄中				
「 吉田 衛	120,000		芦屋市	
年間5万円以下のもの	1,560,000			」を
「 吉田 衛	120,000		芦屋市	
吉村 武久	600,000		西宮市	
池田 治郎	360,000		大阪市西成区	に改める。
田村 隆	120,000		同 市淀川区	
年間5万円以下のもの	480,000			」
収支報告書の要旨(資金管理団体)の長瀬猛後援会の欄中				
「 1 収入総額			5,377,296	
前年繰越額			18,374	」を
「 1 収入総額			5,577,296	
前年繰越額			218,374	」に改める。
収支報告書の要旨(資金管理団体)の坊やすながを育てるボーイングの会の欄中				
「 1 収入総額			4,883,148	
前年繰越額			3,510,148	
本年收入額			1,373,000	
2 支出総額			90,576	を
3 本年收入の内訳				
寄附			1,373,000	
個人分			1,373,000	」
「 1 収入総額			6,083,148	
前年繰越額			3,510,148	
本年收入額			2,573,000	
2 支出総額			90,576	
3 本年收入の内訳				に、
寄附			2,573,000	
個人分			1,373,000	
政治団体分			1,200,000	」
「 5 寄附の内訳				

〔個人分〕				を
川 上 欣 一	200,000	神戸市北区		
年間5万円以下のもの	1,173,000			」
「 5 寄附の内訳				
〔個人分〕				
川 上 欣 一	200,000	神戸市北区		に改める。
年間5万円以下のもの	1,173,000			
〔政治団体分〕				
自由民主党兵庫県支部連合会	1,200,000	神戸市中央区		」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の久後淳司後援会の欄中				
「 1 収入総額			0	
2 支出総額			0	を
「 1 収入総額			110,460	」
本年收入額			110,460	
2 支出総額			110,460	
3 本年收入の内訳				
寄附			110,460	
個人分			110,460	
4 支出の内訳				に改める。
政治活動費			110,460	
組織活動費			110,460	
5 寄附の内訳				
〔個人分〕				
久 後 淳 司	110,460	小野市		」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の政令指定都市薬剤師連盟神戸支部の欄中				
「 1 収入総額			41,974	
前年繰越額			41,970	
本年收入額			4	
2 支出総額			40,034	を
3 本年收入の内訳				
その他の収入			4	
一件10万円未満のもの			4	」
「 1 収入総額			41,976	
前年繰越額			41,970	
本年收入額			6	
2 支出総額			40,034	に改める。
3 本年收入の内訳				
その他の収入			6	
一件10万円未満のもの			6	」
収支報告書の要旨（その他の政治団体）のみやくさ真木後援会の欄中				
「 1 収入総額			240,000	
前年繰越額			120,000	
本年收入額			120,000	
2 支出総額			0	を
3 本年收入の内訳				
寄附			120,000	
政治団体分			120,000	」
「 1 収入総額			240,047	
前年繰越額			120,000	
本年收入額			120,047	

2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳		に改める。
寄附	120,000	
政治団体分	120,000	
その他の収入	47	
一件10万円未満のもの	47	」



兵庫県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成25年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

久保宗一後援会

報告年月日 28.08.30

1 収入総額	93,417
前年繰越額	93,417
2 支出総額	19,296
3 支出の内訳	
経常経費	19,296
事務所費	19,296



兵庫県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成26年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

みんなの党兵庫県議会第7支部

報告年月日 28.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

上山たかひろ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

上山隆弘

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 28.03.31

1 収入総額	11,000,000
本年收入額	11,000,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	

寄附		500,000
個人分		500,000
借入金		10,500,000
上山隆弘		10,500,000
4 寄附の内訳		
〔個人分〕		
津田力麻子	500,000	神戸市東灘区
5 資産等の内訳		
〔借入金〕		
上山隆弘		10,500,000
うらがみ忠文ネットワーク		
資金管理団体の届出をした者の氏名		浦上忠文
資金管理団体の届出に係る公職の種類		神戸市議会議員
報告年月日		28.03.17
1 収入総額		0
2 支出総額		0
神戸政経調査会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		松本周二
資金管理団体の届出に係る公職の種類		神戸市議会議員
報告年月日		28.02.17
1 収入総額		0
2 支出総額		0
神戸の明るい未来を創る会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		五島大亮
資金管理団体の届出に係る公職の種類		神戸市議会議員
報告年月日		28.03.31
1 収入総額		0
2 支出総額		0
はせ基弘後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		長谷基弘
資金管理団体の届出に係る公職の種類		芦屋市議会議員
報告年月日		28.01.20
1 収入総額		3,899
前年繰越額		3,899
2 支出総額		0
藤本俊郎政経研究会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		藤本俊郎
資金管理団体の届出に係る公職の種類		兵庫県議会議員
報告年月日		28.03.31
1 収入総額		0
2 支出総額		0
ふじもり誠後援会		
資金管理団体の届出をした者の氏名		藤森誠
資金管理団体の届出に係る公職の種類		高砂市議会議員

報告年月日 28. 03. 29

1	収入総額	1, 123, 153
	前年繰越額	30, 939
	本年收入額	1, 092, 214
2	支出総額	1, 123, 153
3	本年收入の内訳	
	寄附	1, 092, 214
	個人分	1, 092, 214
4	支出の内訳	
	経常経費	936, 073
	光熱水費	8, 500
	備品・消耗品費	3, 450
	事務所費	924, 123
	政治活動費	187, 080
	組織活動費	36, 960
	機関紙誌の発行その他の事業費	150, 120
	宣伝事業費	150, 120
5	寄附の内訳	
	〔個人分〕	
	藤 森 誠	1, 092, 214 高砂市

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

AKA-SHIみらい会議

報告年月日 28. 03. 29

1	収入総額	1, 239, 900
	前年繰越額	49, 900
	本年收入額	1, 190, 000
2	支出総額	1, 078, 130
3	本年收入の内訳	
	個人の党費・会費(170人)	1, 190, 000
4	支出の内訳	
	政治活動費	1, 078, 130
	組織活動費	1, 078, 130

朝倉えつ子後援会

報告年月日 28. 04. 20

1	収入総額	0
2	支出総額	0

あらかし伸子と尼崎市政を考える会

報告年月日 28. 03. 30

1	収入総額	1, 249, 450
	前年繰越額	545, 450
	本年收入額	704, 000
2	支出総額	704, 000
3	本年收入の内訳	
	寄附	200, 000
	個人分	200, 000
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	504, 000

総会		504,000
4 支出の内訳		
政治活動費		704,000
組織活動費		104,000
機関紙誌の発行その他の事業費		600,000
その他の事業費		600,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
荒 木 伸 子	200,000	尼崎市
一志会		
報告年月日 28.03.18		
1 収入総額		24,886
前年繰越額		24,886
2 支出総額		0
英友会（玉川ひでき後援会）		
報告年月日 28.03.31		
1 収入総額		596,108
前年繰越額		186,108
本年收入額		410,000
2 支出総額		401,868
3 本年收入の内訳		
寄附		410,000
個人分		400,000
政治団体分		10,000
4 支出の内訳		
政治活動費		401,868
機関紙誌の発行その他の事業費		401,868
宣伝事業費		401,868
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
玉 川 英 樹	400,000	加古川市
〔政治団体分〕		
年間5万円以下のもの	10,000	
おくむら忠俊後援会		
報告年月日 28.03.25		
1 収入総額		0
2 支出総額		0
河崎源後援会		
報告年月日 28.04.25		
1 収入総額		9,965
前年繰越額		9,965
2 支出総額		0
河島三奈後援会		
報告年月日 28.03.31		
1 収入総額		95,650

前年繰越額	95,650
2 支出総額	0
「教育芦屋」の復活をめざす会	
報告年月日 28.03.31	
1 収入総額	8,516
前年繰越額	8,516
2 支出総額	0
キラリかおる市民ネット	
報告年月日 28.03.18	
1 収入総額	5,000
前年繰越額	5,000
2 支出総額	0
久保宗一後援会	
報告年月日 28.08.30	
1 収入総額	74,121
前年繰越額	74,121
2 支出総額	19,296
3 支出の内訳	
経常経費	19,296
事務所費	19,296
幸田勝治後援会	
報告年月日 28.03.30	
1 収入総額	0
2 支出総額	0
河野照代後援会	
報告年月日 28.04.18	
1 収入総額	30,000
前年繰越額	30,000
2 支出総額	30,000
3 支出の内訳	
政治活動費	30,000
選挙関係費	30,000
小寺しゅんすけ後援会	
報告年月日 28.03.24	
1 収入総額	37,275
本年收入額	37,275
2 支出総額	37,275
3 本年收入の内訳	
寄附	37,275
個人分	37,275
4 支出の内訳	
政治活動費	37,275
機関紙誌の発行その他の事業費	37,275
宣伝事業費	37,275

5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	37,275	

酒井一と市民の力

報告年月日 28.03.29

1 収入総額		542,306
前年繰越額		190,306
本年收入額		352,000
2 支出総額		526,708
3 本年收入の内訳		
寄附		352,000
個人分		352,000
4 支出の内訳		
経常経費		23,620
備品・消耗品費		23,620
政治活動費		503,088
組織活動費		1,200
機関紙誌の発行その他の事業費		201,888
機関紙誌の発行事業費		201,888
寄附・交付金		300,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
酒 井 一	300,000	尼崎市
年間5万円以下のもの	52,000	

坂谷高義後援会

報告年月日 28.03.22

1 収入総額		75,623
前年繰越額		55,611
本年收入額		20,012
2 支出総額		40,500
3 本年收入の内訳		
寄附		20,000
個人分		20,000
その他の収入		12
一件10万円未満のもの		12
4 支出の内訳		
政治活動費		40,500
組織活動費		16,200
機関紙誌の発行その他の事業費		24,300
機関紙誌の発行事業費		24,300
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
年間5万円以下のもの	20,000	

常光寺親睦会

報告年月日 28.01.12

1 収入総額		0
2 支出総額		0

しんや英樹後援会

報告年月日 28. 03. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

確かな明日の尼崎を考える会

報告年月日 28. 03. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田中正剛を支える会

報告年月日 28. 03. 25

1 収入総額	3,967,018
前年繰越額	384,574
本年收入額	3,582,444
2 支出総額	3,554,311
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(114人)	435,000
寄附	142,880
個人分	142,880
機関紙誌の発行その他の事業による収入	3,004,500
政経セミナー	2,352,000
ゴルフコンペ	568,500
幹事会	84,000
その他の収入	64
一件10万円未満のもの	64
4 支出の内訳	
経常経費	75,716
備品・消耗品費	36,246
事務所費	39,470
政治活動費	3,478,595
機関紙誌の発行その他の事業費	3,178,595
機関紙誌の発行事業費	125,280
政治資金パーティー開催事業費	2,506,746
その他の事業費	546,569
寄附・交付金	300,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	142,880

谷川正秀後援会

報告年月日 28. 03. 23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

恒田正美後援会

報告年月日 28. 01. 26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

なかそちづ子をはげます会

報告年月日 28. 03. 30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中西かずとも後援会

報告年月日 28. 03. 28

1 収入総額	200, 000
前年繰越額	1, 557
本年收入額	198, 443
2 支出総額	164, 283
3 本年收入の内訳	
寄附	198, 443
個人分	198, 443
4 支出の内訳	
経常経費	112, 534
光熱水費	12, 846
備品・消耗品費	19, 688
事務所費	80, 000
政治活動費	51, 749
機関紙誌の発行その他の事業費	51, 749
機関紙誌の発行事業費	51, 749
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
中 西 一 智	198, 443 高砂市

長野良三後援会

報告年月日 28. 03. 24

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長畑久美子後援会

報告年月日 28. 01. 14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

永安弘後援会

報告年月日 28. 03. 24

1 収入総額	39, 700
前年繰越額	39, 700
2 支出総額	0

西上俊彦後援会

報告年月日 28. 03. 30

1 収入総額	224, 781
前年繰越額	224, 781
2 支出総額	0

練木恵子後援会

報告年月日 28.02.17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

服部よしひろ後援会

報告年月日 28.03.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

馬場雅人後援会

報告年月日 28.02.17

1 収入総額	9,656
前年繰越額	9,656
2 支出総額	0

濱崎ふみたか後援会

報告年月日 28.03.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ひょう敏雄後援会

報告年月日 28.01.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ふちもと稔後援会

報告年月日 28.03.28

1 収入総額	244,454
前年繰越額	244,454
2 支出総額	99,886
3 支出の内訳	
経常経費	67,520
備品・消耗品費	67,520
政治活動費	32,366
機関紙誌の発行その他の事業費	32,366
機関紙誌の発行事業費	32,366

松田より子を応援する会

報告年月日 28.01.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

丸岡てつや後援会

報告年月日 28.03.02

1 収入総額	3,561,808
前年繰越額	171,808
本年收入額	3,390,000
2 支出総額	3,288,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(421人)	3,310,000

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成28年10月28日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 立石幸雄

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

平成25年解散分

丹波維新の会

報告年月日 28.05.02(25.12.31 解散)

1 収入総額	636,748
前年繰越額	636,748
2 支出総額	636,748
3 支出の内訳	
政治活動費	636,748
その他の経費	636,748

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

平成27年解散分

維新の党参議院兵庫県選挙区第1支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

清水貴之

公職の候補者に係る公職の種類

参議院議員

報告年月日 28.01.29(27.12.31 解散)

1 収入総額	23,418,835
前年繰越額	13,416,499
本年收入額	10,002,336
2 支出総額	23,418,835
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,000,000
維新の党本部	10,000,000
その他の収入	2,336
一件10万円未満のもの	2,336
4 支出の内訳	
経常経費	1,887,291
人件費	397,482
光熱水費	123,910
備品・消耗品費	1,088,288
事務所費	277,611
政治活動費	21,531,544
組織活動費	1,758,777
機関紙誌の発行その他の事業費	253,494
宣伝事業費	253,494
調査研究費	29,268
寄附・交付金	19,490,005

維新の党衆議院兵庫県第5選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

三木圭恵

公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 28.01.28(27.12.31 解散)	
1 収入総額	10,300,000
前年繰越額	2,300,000
本年收入額	8,000,000
2 支出総額	10,300,000
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	8,000,000
維新の党本部	8,000,000
4 支出の内訳	
経常経費	7,006,831
人件費	3,452,203
光熱水費	426,475
備品・消耗品費	319,356
事務所費	2,808,797
政治活動費	3,293,169
組織活動費	2,317,008
機関紙誌の発行その他の事業費	890,209
機関紙誌の発行事業費	51,860
宣伝事業費	838,349
調査研究費	85,952

維新の党衆議院兵庫県第3選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	新 原 秀 人
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 28.01.29(27.12.31 解散)	
1 収入総額	2,374,559
前年繰越額	2,374,559
2 支出総額	2,374,559
3 支出の内訳	
政治活動費	2,374,559
組織活動費	619,577
機関紙誌の発行その他の事業費	1,754,982
宣伝事業費	1,754,982

維新の党衆議院兵庫県第10選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号
公職の候補者の氏名	松 井 雅 博
公職の候補者に係る公職の種類	衆議院議員
報告年月日 28.01.25(27.12.28 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

民主党兵庫県伊丹市支部

報告年月日 28.03.31(27.12.31 解散)	
1 収入総額	2,013,278
前年繰越額	1,545,378
本年收入額	467,900
2 支出総額	1,298,564

3 本年収入の内訳			
寄附			445,000
個人分			445,000
その他の収入			22,900
一件10万円未満のもの			22,900
4 支出の内訳			
経常経費			1,155,824
人件費			199,811
光熱水費			19,492
備品・消耗品費			55,381
事務所費			881,140
政治活動費			142,740
組織活動費			142,740
5 寄附の内訳			
〔個人分〕			
山本千恵	150,000	伊丹市	
川上八郎	75,000	同市	
保田憲司	75,000	同市	
年間5万円以下のもの	145,000		

みんなの党兵庫県議会第7支部

報告年月日 28.03.31(27.12.31 解散)

1 収入総額			0
2 支出総額			0

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

(単位 円)

平成27年解散分

明日の三木市を創る会

資金管理団体の届出をした者の氏名

永尾隆保

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三木市議会議員

報告年月日 28.03.31(27.12.31 解散)

1 収入総額			0
2 支出総額			0

市川薫を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名

市川 薫

資金管理団体の届出に係る公職の種類

伊丹市議会議員

報告年月日 28.02.16(27.12.31 解散)

1 収入総額			1,439,440
本年收入額			1,439,440
2 支出総額			1,439,440
3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費(1人)			1,439,440
4 支出の内訳			
経常経費			619,720
光熱水費			19,720
事務所費			600,000
政治活動費			819,720
機関紙誌の発行その他の事業費			819,720

機関紙誌の発行事業費

819,720

上原だいすけ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

上原大輔

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 28.01.19(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大石よしのり後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

大石欣則

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 28.01.22(27.12.31 解散)

1 収入総額	112,032
本年収入額	112,032
2 支出総額	112,032
3 本年収入の内訳	
借入金	112,032
大石欣則	112,032
4 支出の内訳	
経常経費	53,996
備品・消耗品費	33,523
事務所費	20,473
政治活動費	58,036
組織活動費	13,000
機関紙誌の発行その他の事業費	44,820
機関紙誌の発行事業費	10,800
宣伝事業費	34,020
その他の経費	216
5 資産等の内訳	
〔借入金〕	
大石欣則	3,453,804

大倉俊己を育てる会

資金管理団体の届出をした者の氏名

大倉俊己

資金管理団体の届出に係る公職の種類

姫路市議会議員

報告年月日 28.08.08(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大寺まり子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

大寺真理子

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 28.01.19(27.12.31 解散)

1 収入総額	467,019
前年繰越額	55,944
本年収入額	411,075
2 支出総額	467,019
3 本年収入の内訳	
寄附	211,075

個人分		211,075
その他の収入		200,000
貸料他		200,000
4 支出の内訳		
経常経費		457,299
光熱水費		54,003
備品・消耗品費		24,708
事務所費		378,588
政治活動費		9,720
機関紙誌の発行その他の事業費		9,720
宣伝事業費		9,720
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
大 寺 眞理子	211,075	神戸市兵庫区

尾崎光雄後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 28.03.10(27.12.31 解散)

尾 崎 光 雄
 市川町長

1 収入総額		3,600
前年繰越額		3,600
2 支出総額		0

佐藤弘後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 28.01.27(27.12.31 解散)

佐 藤 弘
 伊丹市議会議員

1 収入総額		847,742
本年收入額		847,742
2 支出総額		847,742
3 本年收入の内訳		
寄附		847,742
個人分		847,742
4 支出の内訳		
政治活動費		847,742
機関紙誌の発行その他の事業費		847,742
宣伝事業費		847,742
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
佐 藤 弘	847,742	伊丹市

とくなが耕造後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名
 資金管理団体の届出に係る公職の種類
 報告年月日 28.01.12(27.12.31 解散)

徳 永 耕 造
 たつの市長

1 収入総額		494,013
前年繰越額		494,013
2 支出総額		0

ばばひろこ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	馬 場 裕 子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日 28. 03. 25 (27. 05. 31 解散)	
1 収入総額	662,044
前年繰越額	2,044
本年收入額	660,000
2 支出総額	81,129
3 本年收入の内訳	
寄附	60,000
個人分	60,000
借入金	600,000
馬 場 裕 子	600,000
4 支出の内訳	
経常経費	44,486
備品・消耗品費	10,850
事務所費	33,636
政治活動費	36,643
組織活動費	15,133
機関紙誌の発行その他の事業費	21,510
宣伝事業費	21,510
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	60,000

P R I S M

資金管理団体の届出をした者の氏名	岩 佐 将 志
資金管理団体の届出に係る公職の種類	宝塚市議会議員
報告年月日 28. 02. 03 (27. 12. 30 解散)	
1 収入総額	200,000
本年收入額	200,000
2 支出総額	20,000
3 本年收入の内訳	
寄附	200,000
政治団体分	200,000
4 支出の内訳	
政治活動費	20,000
寄附・交付金	20,000
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
維新の党本部	200,000 大阪市中央区

吉岡とし子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名	吉 岡 敏 子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	兵庫県議会議員
報告年月日 28. 01. 05 (27. 12. 31 解散)	
1 収入総額	0
2 支出総額	0

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

平成27年解散分

明るい福崎町をつくる会・しまだ正義君を励ます会

報告年月日 28.01.06(27.12.31 解散)

1 収入総額		854,491
前年繰越額		18,516
本年收入額		835,975
2 支出総額		847,475
3 本年收入の内訳		
寄附		599,975
個人分		599,975
機関紙誌の発行その他の事業による収入		236,000
新春のつどい参加費		236,000
4 支出の内訳		
経常経費		178,735
事務所費		178,735
政治活動費		668,740
機関紙誌の発行その他の事業費		668,740
機関紙誌の発行事業費		178,200
宣伝事業費		55,791
その他の事業費		434,749
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
嶋田正義	505,000	神崎郡福崎町
年間5万円以下のもの	94,975	

AGAIN ASHIYA会議

報告年月日 28.01.06(27.12.30 解散)

1 収入総額		3,615,477
前年繰越額		38,477
本年收入額		3,577,000
2 支出総額		3,613,738
3 本年收入の内訳		
寄附		3,577,000
個人分		3,577,000
4 支出の内訳		
経常経費		264,646
光熱水費		9,894
事務所費		254,752
政治活動費		3,349,092
選挙関係費		1,161,583
機関紙誌の発行その他の事業費		2,187,509
機関紙誌の発行事業費		2,152,509
宣伝事業費		35,000
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
村田勝英	1,417,000	芦屋市
濱口聡子	1,480,000	同市
村田初子	680,000	神戸市灘区

稲美・播磨の未来を考える会

報告年月日 28.01.05(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

いなむら和美とわいわいネット

報告年月日 28.08.09(27.03.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大倉俊己後援会

報告年月日 28.08.08(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

岡やすえ後援会

報告年月日 28.01.06(27.12.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

上谷幸彦後援会

報告年月日 28.01.20(27.12.31 解散)

1 収入総額	8,165
前年繰越額	8,165
2 支出総額	0

河崎源後援会

報告年月日 28.04.25(27.12.31 解散)

1 収入総額	9,965
前年繰越額	9,965
2 支出総額	0

県政と市政をつなぐ市民の会

報告年月日 28.03.22(27.12.31 解散)

1 収入総額	115,500
本年收入額	115,500
2 支出総額	115,500
3 本年收入の内訳	
寄附	115,500
政治団体分	115,500
4 支出の内訳	
政治活動費	115,500
機関紙誌の発行その他の事業費	115,500
宣伝事業費	115,500
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党伊丹支部	115,500 伊丹市

小谷弘司後援会

報告年月日 28.02.04(27.12.31 解散)

1 収入総額	38,730
本年收入額	38,730

2	支出総額		38,730
3	本年収入の内訳		
	寄附		38,730
	個人分		38,730
4	支出の内訳		
	政治活動費		38,730
	機関紙誌の発行その他の事業費		38,730
	宣伝事業費		38,730
5	寄附の内訳		
	[個人分]		
	年間5万円以下のもの	38,730	

新生兵庫講演会

報告年月日 28.01.25(27.12.28 解散)

1	収入総額		45,305,341
	本年収入額		45,305,341
2	支出総額		45,305,341
3	本年収入の内訳		
	機関紙誌の発行その他の事業による収入		45,305,000
	新生兵庫講演会開催事業		45,305,000
	その他の収入		341
	一件10万円未満のもの		341
4	支出の内訳		
	政治活動費		45,305,341
	機関紙誌の発行その他の事業費		8,880,285
	政治資金パーティー開催事業費		8,880,285
	寄附・交付金		36,425,056
5	特定パーティーの概要		
	新生兵庫講演会(2,053人)	45,305,000	神戸市中央区
6	政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		
	新生兵庫講演会		
	[団体からの対価の支払]		
	兵庫県保育推進連盟	300,000	神戸市中央区
	JFグループ兵庫水産政策協議会	300,000	明石市
	[政治団体からの対価の支払]		
	兵庫県不動産政治連盟	300,000	神戸市中央区
	兵庫県精神科病院政治連盟	300,000	同 市同 区
	兵庫県歯科医師連盟	500,000	同 市同 区
	兵庫県医師連盟	1,000,000	同 市同 区
	兵庫県薬剤師連盟	300,000	同 市同 区
	兵庫県私学経営研究会	1,000,000	同 市同 区

高橋佐代子後援会

報告年月日 28.01.13(27.12.31 解散)

1	収入総額		58,645
	前年繰越額		58,645
2	支出総額		54,860
3	支出の内訳		
	政治活動費		54,860
	機関紙誌の発行その他の事業費		54,860

機関紙誌の発行事業費

54,860

徳の会

報告年月日 28.01.27(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

とみた賢治後援会

報告年月日 28.01.22(27.12.31 解散)

1 収入総額	1,300,582
前年繰越額	800,582
本年收入額	500,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	500,000
政治団体分	500,000
4 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
民主党兵庫県第9区総支部	500,000 神戸市中央区

永尾たかやす後援会

報告年月日 28.03.31(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

永尾隆保を支援する会

報告年月日 28.03.31(27.12.31 解散)

1 収入総額	1,441,779
前年繰越額	1,441,779
2 支出総額	80,440
3 支出の内訳	
経常経費	73,440
備品・消耗品費	73,440
政治活動費	7,000
組織活動費	7,000

なかそちづ子をはげます会

報告年月日 28.03.30(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

灘LOVEの会

報告年月日 28.01.27(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西山ひろふみ後援会

報告年月日 28.01.21(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

馬場雅人後援会

報告年月日 28.02.17(27.12.25 解散)

1 収入総額	9,656
前年繰越額	9,656
2 支出総額	0

福翔会

報告年月日 28.01.13(27.12.31 解散)

1 収入総額	783,012
前年繰越額	535,117
本年收入額	247,895
2 支出総額	783,012
3 本年收入の内訳	
寄附	247,843
政治団体分	247,843
その他の収入	52
一件10万円未満のもの	52
4 支出の内訳	
経常経費	559,747
備品・消耗品費	457,897
事務所費	101,850
政治活動費	223,265
組織活動費	143,800
寄附・交付金	79,465
5 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
自由民主党神戸北支部北神分会	247,843 神戸市北区

福田こうじ後援会

報告年月日 28.01.18(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤本修造後援会

報告年月日 28.02.10(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

正直ひろや後援会

報告年月日 28.02.04(27.12.02 解散)

1 収入総額	500,000
本年收入額	500,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	500,000
政治団体分	500,000
4 寄附の内訳	
〔政治団体分〕	
民主党兵庫県総支部連合会	500,000 神戸市中央区

松田より子を応援する会

報告年月日 28.01.12(27.12.30 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

三木を愛する会

報告年月日 28.02.08(27.12.31 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

民族運動団体雲濤塾

報告年月日 28.03.15(27.12.31 解散)

1 収入総額	107,528
前年繰越額	107,528
2 支出総額	0

無所属チーム議会改革

報告年月日 28.01.18(27.12.28 解散)

1 収入総額	35,000
本年收入額	35,000
2 支出総額	35,000
3 本年收入の内訳	
寄附	35,000
個人分	35,000
4 支出の内訳	
政治活動費	35,000
組織活動費	22,497
機関紙誌の発行その他の事業費	12,503
宣伝事業費	12,503
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	35,000

村田勝英後援会

報告年月日 28.01.06(27.12.30 解散)

1 収入総額	3,000
前年繰越額	3,000
2 支出総額	0

和田とよじ政経懇話会

報告年月日 28.01.15(27.12.31 解散)

1 収入総額	361,050
前年繰越額	5,691
本年收入額	355,359
2 支出総額	361,050
3 本年收入の内訳	
寄附	355,359
個人分	355,359
4 支出の内訳	
政治活動費	361,050
機関紙誌の発行その他の事業費	361,050
宣伝事業費	361,050

5 寄附の内訳

〔個人分〕

和 田 豊 治

325,359 西宮市

年間5万円以下のもの

30,000

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第6号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成28年10月28日

兵庫県収用委員会

会長 山 田 誠 一

1 起業者の名称

兵庫県

2 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業3・4・81号尼崎宝塚線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年10月17日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

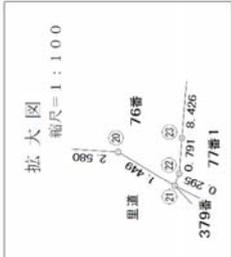
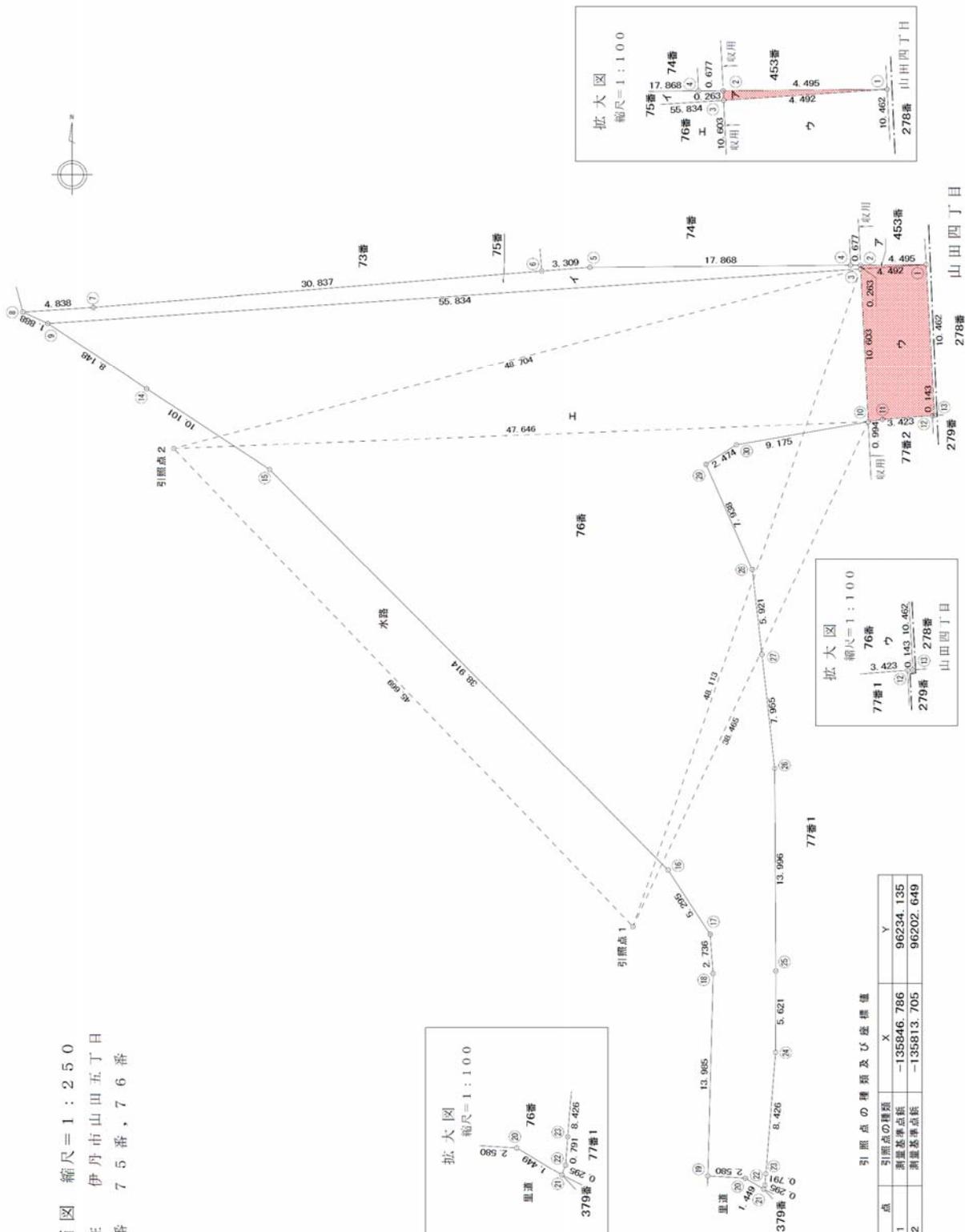
裁決手続の開始を決定した土地			土 地 所 有 者		土地に関して権利を有する関係人					
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
伊丹市山田五丁目	75番	宅地	59.12㎡	58.27㎡	0.59㎡	米田 紀夫	伊丹市伊丹2丁目5番14-204号 ただし、土地登記簿上の住所 伊丹市山田五丁目3番13号	株式会社サンクチュアアセツ トマネージメント 代表者 代表取締役 宮原 正敬	東京都中央区築地三丁目9番10号	所有権移転請求権反登記上の権利 〔平成25年5月1日 受付第18445号〕
								独立行政法人福祉医療機構 代表者 理事長 中村 裕一	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	抵当権 〔平成7年4月17日 受付第11013号〕 〔平成21年11月26日 受付第46452号〕
								兵庫県信用保証協会 代表者 理事 杉本 明文	神戸市中央区浪花町62番地の1	根抵当権 〔平成2年1月31日 受付第2815号〕
						医療法人社団祐生会 代表者 理事長 米田 雅洋	伊丹市山田五丁目3番13号		借地権	

(注1) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①②③及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積	実測地積	収用に係る面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
伊丹市山田五丁目	76番	宅地	1,263.19㎡	1,266.97㎡	47.46㎡	米田 紀夫	伊丹市伊丹2丁目5番14-204号 ただし、土地登記簿上の住所 伊丹市山田五丁目3番13号	株式会社サンクチュアアセツ トマネージメント 代表者 代表取締役 宮原 正敬	東京都中央区築地三丁目9番10号	所有権移転請求権反登記上の権利 〔平成25年5月1日 受付第18445号〕
								独立行政法人福祉医療機構 代表者 理事長 中村 裕一	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	抵当権 〔平成7年4月17日 受付第11013号〕 〔平成21年11月26日 受付第46452号〕
								兵庫県信用保証協会 代表者 理事 杉本 明文	神戸市中央区浪花町62番地の1	根抵当権 〔平成2年1月31日 受付第2815号〕
						医療法人社団祐生会 代表者 理事長 米田 雅洋	伊丹市山田五丁目3番13号			借地権

(注2) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①③④⑤⑥⑦及び⑧の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図 縮尺=1:250
 土地の所在 伊丹市山田五丁目
 地番 75番, 76番



引照点の種類及び座標値

種類	引照点の種類	X	Y
引照点1	測量基準点板	-135846.786	96234.135
引照点2	測量基準点板	-135813.705	96202.649

地番	区分	符号	求 積 表					備 考	
			No	X 座 標	Y 座 標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距 離		種 類
75番	収用地	ア	①	-135800.969	96254.222	25314.860386	4.495	金 属 鉄	
			②	-135801.010	96249.727	-29259.917008	0.263	金 属 鉄	
			③	-135801.273	96249.740	3946.239340	4.492	金 属 鉄	
			倍面積		1.182718				
			面積		0.5913590				
	地積		0.59 m ²						
	残地	イ	③	-135801.273	96249.740	388752.699860	0.263	金 属 鉄	
			②	-135801.010	96249.727	24736.179839	0.677	金 属 鉄	
			④	-135801.016	96249.050	-14341.108450	17.868	コンクリート杭	
			⑤	-135801.159	96231.182	-39069.859892	3.309	コンクリート杭	
			⑥	-135801.422	96227.883	-266551.235910	30.837	コンクリート杭	
			⑦	-135803.929	96197.148	-272430.323136	4.838	コンクリート杭	
			⑧	-135804.254	96192.320	-107735.398400	1.888		
⑨			-135805.049	96194.033	286754.412373	55.834			
倍面積			115.366284						
面積			57.6831420						
地積		57.68 m ²							
総計		58.27 m ²							

地番	区分	符号	求 積 表					備 考
			No	X 座 標	Y 座 標	Yn*(Xn+1-Xn-1)	距 離	
76番	収用地	ウ	①	-135800.969	96254.222	976306.573746	4.492	金 属 鉄
			③	-135801.273	96249.740	-1048640.917300	10.603	金 属 鉄
			⑩	-135811.864	96250.260	-1002831.458940	0.994	金 属 鉄
			⑪	-135811.692	96251.240	42061.791880	3.423	金 属 鉄
			⑫	-135811.427	96254.653	26566.284228	0.143	金 属 鉄
	⑬	-135811.416	96254.796	1006632.656568	10.462	金 属 鉄		
	倍面積		94.930182					
	面積		47.4650910					
	地積		47.46 m ²					
	残地	エ	⑩	-135811.864	96250.260	1172328.166800	10.603	金 属 鉄
			③	-135801.273	96249.740	655941.978100	55.834	金 属 鉄
			⑨	-135805.049	96194.033	-798602.861966	8.148	
			⑭	-135809.575	96200.809	-971820.572518	10.101	
⑮			-135815.151	96209.232	-3203863.634832	38.914	金 属 鉄	
⑯			-135842.876	96236.539	-3095352.040396	5.295	金 属 鉄	
⑰			-135847.315	96239.427	-689844.212736	2.736	金 属 鉄	
⑱			-135850.044	96239.631	-1608164.234010	13.985	金 属 鉄	
⑲			-135864.025	96239.265	-1361015.685630	2.580	金 属 鉄	
⑳			-135864.186	96241.840	-88253.767280	1.449	金 属 鉄	
㉑			-135864.942	96243.077	-46004.190806	0.295	金 属 鉄	
㉒			-135864.664	96243.177	102691.469859	0.791	金 属 鉄	
㉓			-135863.875	96243.239	884379.123171	8.426	コンクリート杭	
㉔			-135855.475	96243.908	1349435.834068	5.621	コンクリート杭	
㉕			-135849.854	96243.925	1888017.076725	13.996	金 属 鉄	
㉖			-135835.858	96243.848	2108029.002744	7.955	金 属 鉄	
㉗			-135827.951	96242.970	1327286.799270	5.921	金 属 鉄	
㉘			-135822.067	96242.308	1266837.500204	7.938	金 属 鉄	
㉙	-135814.788	96239.139	829003.943346	2.474	金 属 鉄			
㉚	-135813.453	96241.223	281409.336052	9.175	金 属 鉄			
倍面積		2439.030165						
面積		1219.5150825						
地積		1219.51 m ²						
総計		1266.97 m ²						